



■ 埼玉自由日記・その⑨ 補助金不支給の”新たな理由“?

「補助金の不支給については、最高裁まで争われた国の就学支援金裁判において、朝鮮総聯と朝鮮学校との関係性が教育基本法で禁じる「不当な支配」に当たらないとの十分な確証が得られないという国の主張が認められたことを理由としております。」

これは埼玉朝鮮学園が埼玉県総務部学事課宛に送付した「確認事項・その2(二〇二四年四月一六日)」の回答(二〇二四年五月二四日)における「補助金が支給できないとする理由」に対する理由である。

全国五か所で行われた就学支援金裁判は全て原告の敗訴となり、不当にも朝鮮学校(高級部)は授業料無償化の対象外となった(『埼玉キムチ新聞十三号・朝鮮学校をもっと知る・その6「高校無償化」からの朝鮮学校排除』参照)。

そもそも、埼玉朝鮮学園は、この裁判における原告ではない。また、判決では、「朝鮮学校が朝鮮総聯から不当な支配を受けている」と認定されたわけでもない。

二〇二四年二月一四日に行われた埼玉朝鮮学園と学事課の話し合いの場においては、学事課職員自らが、

・同裁判において埼玉朝鮮学園が原告となっていないこと
・国の裁判の主張の中のいわゆる『本件朝鮮学校を含む』に、埼玉朝鮮学園が含まれていないこと、
との認識を示した。

学園関係者が「本園が原告でもない国の裁判の結果をもって、埼玉県が補助金を支給できないとする理由を明確にお答

えください。」と質問しても、学事課職員は、冒頭のような“ズレた”返答に終始した。

就学支援金は国の制度であり、埼玉朝鮮学園が支給の再開を求めているのは私立学校運営補助金という埼玉県が定めた制度である。少なくとも、「なぜ、国の裁判の結果が、埼玉県の制度適用に関係するのか」について、しっかりと説明する義務がある(因みに、埼玉朝鮮学園は“当事者”朝鮮総聯から不当な支配を受けていないと何度も断言しているが、そのことに対する県の返答はいつもない)。

近日中に埼玉朝鮮学園は、
■外国人学校・民族学校の制度的保障を実現するネットワーク・埼玉(埼玉ネット)

■誰もが共に生きる埼玉県を目指し、埼玉朝鮮学校への補助金支給を求める有志の会(有志の会)

■朝鮮学校とともに歩み、私たち・ウリ(ウリ)の問題としての連名で埼玉県知事宛に公開質問状を提出し、「有志の会」のホームページでも公開する。

あたかも補助金支給の再開ができない理由が埼玉朝鮮学園にあるかのような埼玉県・知事の態度は到底容認できることではない。皆様がこの問題に関心を寄せてくださることが大きな支えとなります。

誰もが共に生きる埼玉県を目指し、
埼玉朝鮮学校への補助金支給を求め
る有志の会「HPはこちら」
↓



★埼玉キムチについて★

2010年度末、埼玉県は、「財務の健全化」を口実に埼玉朝鮮学園への補助金の支給を打ち切りました。また、埼玉県議会は2012年に「拉致問題が解決するまで補助金の支給を行わない」という附帯決議を行いました。これは朝鮮学校に通う子どもたちとは何ら関係のない外交政治上の理由を持ち出すことによる不当な差別に他なりません。2018年度に県が財務状況について、「健全性が確認できた」と学校に通達した後も支給停止は続いています。

このような非常に厳しい状況の中、埼玉キムチは少しでも学校運営に寄与するため、“利益全額カンパ”の活動を行っています。美味しいキムチとともに、朝鮮学校支援の輪が広がりますよう、ご協力よろしくお願ひします。